

市第56号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和 7 年12月 4 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市中屋敷地区センター	中区山下町 1 番地	株式会社清光社 代表取締役社長 鈴木 真	令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
横浜市都岡小コミュニティハウス	旭区二俣川 2 丁目22番地	一般社団法人あさひ区民利用施設協会 理事長 林 重 克	横浜市都岡小コミュニティハウスの供用開始の日から令和13年 3 月31日まで

提 案 理 由

横浜市中屋敷地区センター及び横浜市都岡小コミュニティハウスの指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法 （ 抜 粋 ）

（ 公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止 ）

第 244 条 の 2 （ 第 1 項 から 第 5 項 まで 省 略 ）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（ 第 7 項 から 第 11 項 まで 省 略 ）